

地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第26号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年9月7日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小 高 咲

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
自動車の賃貸借（10台分） 一式（1台1か月当たりの単価）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構法人本部経営管理部財務グループ
 - (2) 所在地 札幌市北区北19条西11丁目
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社トヨタレンタリース札幌
 - (2) 住 所 札幌市中央区北5条東2丁目1番地
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 区分1（普通乗用自動車A） 65,010円
 - (2) 区分1（普通乗用自動車B） 61,600円
 - (3) 区分2（普通乗用自動車C） 73,700円
 - (4) 区分3（軽貨物自動車D） 27,500円
 - (5) 区分4（小型貨物自動車E） 42,900円
 - (6) 区分4（小型貨物自動車F） 42,900円
 - (7) 区分4（小型貨物自動車G） 42,900円
 - (8) 区分5（小型貨物自動車H） 44,000円
 - (9) 区分6（小型貨物自動車I） 74,800円
 - (10) 区分6（小型貨物自動車J） 74,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によった理由
地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年規程第48号）第28条第1項第5号の規定による。